

総則編

第1章 教育課程の編成

学校において編成する教育課程とは、学校教育の目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画である。

学校において編成する教育課程をこのように捉えた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素となる。

また、学校において編成される教育課程については、公教育の立場から教育基本法及び学校教育法その他の法令により種々の定めがなされているので、これらの法令に従って編成しなければならない。

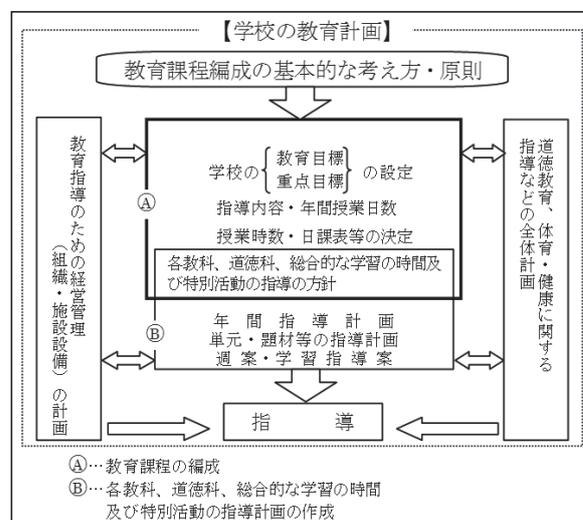
学習指導要領は、法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であり、各学校は、これに従い、生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成しなければならない（中学校学習指導要領第1章総則第1の1）。教育課程の編成に際しては、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントの実施に努め（中学校学習指導要領第1章総則第1の4）、「社会に開かれた教育課程」の考え方を踏まえて編成することを強調している（中学校学習指導要領第1章総則第2の1）。

また、教育活動を進めるに当たっては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して行うことが明記され（中学校学習指導要領第1章総則第1の2）、各教科の指導に当たっては、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にするとともに、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養からなる資質・能力の三つの柱をバランスよく実現することが明記された（中学校学習指導要領第1章総則第1の3）。

各学校では、これらの規定に基づいて、総合的に組織した学校の教育計画としての教育課程を編成し、この編成された教育課程に基づき、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の指導計画を作成して、計画的・組織的な指導に当たらなければならない。

この教育課程の編成と、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の指導計画の作成との関係及び学校における教育活動を通して行う道徳教育、体育・健康に関する指導などの計画並びに教育指導のための経営管理の計画との関連を見ると、右のように考えることができる。

本章では、ここに示した教育課程の編成に関わる内容について述べることとする。



第1節 教育課程編成の基本的な考え方

1 改訂の基本的な考え方

中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が学校・家庭・地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメントの実現を目指すことなどが求められた。

- ①「何ができるようになるか」(育成を目指す資質・能力)
- ②「何を学ぶか」(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成)
- ③「どのように学ぶか」(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実)
- ④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」(子供の発達を踏まえた指導)
- ⑤「何が身に付いたか」(学習評価の充実)
- ⑥「実施するために何が必要か」(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)

今回の改訂は、中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行われている。

- (1) 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指している。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することが何より大切である。
- (2) 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成する必要がある。
- (3) 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することも充実させていく必要がある。

2 引き続き「生きる力」を育成する

「生きる力」とは、平成8年7月の中央教育審議会答申において、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などであると指摘されている。

平成28年12月の中央教育審議会答申を受け、今回の改訂においては、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきていることを踏まえ、複雑で予測困難な時代の中でも、生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通してそのために必要な力を育てていくことを重視している。こうした力は、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」そのものであり、加速度的に変化する社会にあって「生きる力」の意義を改めて捉え直し、しっかりと發揮できるようにしていくことが重要となる。

(1) 確かな学力

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な他者との協働を促す教育の充実に努めることが大切である。その際、生徒の発達の段階を考慮して、生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、生徒の学習習慣が確立するよう配慮することが重要である。

さらに、変化が激しく予測困難な時代の中でも通用する確かな学力を身に付けるためには、自分のよさや可能性を認識して個性を生かしつつ、多様な他者を価値のある存在として尊重し、協働して様々な課題を解決していくことが重要である。

また、小・中学校を通して学習習慣を確立することは、その後の生涯にわたる学習に影響する極めて重要な課題であることから、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課したり、発達の段階に応じた学習計画の立て方や学び方を促したりするなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要がある。

以上のことを実現するために、定められた授業時数を確保することが大切である。

(2) 豊かな心

豊かな心を培うためには、道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めることが大切である。学校における道徳教育

は、特別の教科である道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、教育活動全体の特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うことが重要である。

さらに、それぞれの教育活動においても、その特質を生かし、生徒の学年が進むにつれて全体として把握できる発達の段階や個々人の特性等の両方を適切に考慮しつつ、人格形成の根幹であると同時に、民主的な国家・社会の持続的発展を根底で支える道徳教育の役割をも担うことになる。

また、道徳科は道徳性を養うことを目指すものとして、その中核的な役割を果たす。道徳科の指導において、各教科等で行われる道徳教育を補ったり、それを深めたり、相互の関連を考へて発展させ、統合させたりすることで、学校における道徳教育を一層充実させる必要がある。

(3) 健やかな体

健やかな体を養うためには、体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体として取り組むことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めることが大切である。学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努める。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが重要である。

また、各調査や生徒の実態を踏まえた体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質・能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

3 育成を目指す資質・能力の明確化

生徒に「生きる力」を育むことを目指すに当たっては、各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら教育活動の充実に努めること、その際には生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意することが必要である。

(1) 知識及び技能が習得されるようにすること

資質・能力の育成は、生徒が「何を理解しているか、何ができるか」に関わる知識及び技能の質や量に支えられている。知識については、生徒が学習の過程を通して個別の知識を学びながら、そうした新たな知識が既得の知識及び技能と関連付けられ、各教科等で扱う主要な概念を深く理解し、他の学習や生活の場面でも活用できるような確かな知識として習得されるようにしていくことが重要となる。教科の特質に応じた学習過程を通して、知識が個別の感じ方や考え方等に応じ、生きて働く概念として習得されることや、新たな学習過程を経験することを通して更新されていくことが重要となる。

(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること

生徒が「理解していることやできることをどう使うか」に関わる思考力、判断力、表現力等は、社会や生活の中で直面するような未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、その過程で既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力であり、変化が激しく予測困難な時代に向けてますますその重要性は高まっている。また、「知識及び技能を活用して課題を解決する」という過程については、中央教育審議会答申が指摘するように、大きく分類して次の三つがあると考えられる。

ア 物事の中から問題を見だし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく

過程

- イ 精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程
- ウ 思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

教育課程においては、これらの過程に必要な思考力、判断力、表現力等が、各教科等の特質に応じて育まれるようにするとともに、教科等横断的な視点に立って、それぞれの過程について、言語能力、情報活用能力及び問題発見・解決能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成を目指す中で育まれるようにすることが重要となる。

(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

生徒が「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関わる「学びに向かう力、人間性等」は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素である。生徒一人一人がよりよい社会や幸福な人生を切り拓いていくためには、主体的に学習に取り組む態度も含めた学びに向かう力や、自己の感情や行動を統制する力、よりよい生活や人間関係を自主的に形成する態度等が必要となる。これらは、自分の思考や行動を客観的に把握し認識する、いわゆる「メタ認知」に関わる力を含むものである。こうした力は、社会や生活の中で生徒が様々な困難に直面する可能性を低くしたり、直面した困難への対処方法を見いだしたりできるようにすることにつながる重要な力である。また、多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力、持続可能な社会づくりに向けた態度、リーダーシップやチームワーク、感性、優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く含まれる。こうした情意や態度等を育てていくためには、体験活動を含めて、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要となる。

4 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(中学校学習指導要領第1章総則第3の1の(1))

ア 三つの資質・能力(①知識及び技能が習得されるようにすること ②思考力、判断力、表現力等を育成すること ③学びに向かう力、人間性等を涵養すること)が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。

イ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、次の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。

- (ア) 学ぶことに興味や関心をもち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につながる「主体的な学び」が実現できているかという視点
- (イ) 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点
- (ウ) 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点

授業改善を進めるための留意点

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進める際の指導上の配慮事項を総則に記載するとともに、各教科等の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に示している。その際、次の6点に留意して取り組むことが重要である。

- a 従来と全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はない。
- b 目指す資質・能力を育むための授業改善の視点をもつ。
- c 各教科等の通常の学習活動の質を向上させることを主眼とする。
- d 1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間

のまとまりで実現を図る。

e 「深い学び」は、各教科等の「見方・考え方」を働かせることで実現させる。

f 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視する。

各教科等の特質に応じた学習活動等の充実

国語

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。

社会

分野の特質に応じた見方・考え方を働かせ、社会的事象の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること。

数学

数学的な見方・考え方を働かせながら、日常の事象や社会の事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習過程を振り返り、概念を形成するなどの学習の充実を図ること。

理科

理科の学習過程の特質を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実を図ること。

音楽

音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや美しさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図ること。

美術

造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

保健体育

体育や保健の見方・考え方を働かせながら、運動や健康についての自己の課題を発見し、その合理的な解決のための活動の充実を図ること。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意すること。

技術・家庭

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連付けてより深く理解するとともに、生活や社会の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

外国語

具体的な課題等を設定し、生徒が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。

総合的な学習の時間

生徒や学校、地域の実態等に応じて、生徒が探究的な見方・考え方を働かせ、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ること。

特別活動

よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。

(2) 言語環境の整備と言語活動の充実（中学校学習指導要領第1章総則第3の1の(2)）

ア 学校生活全体における言語環境を整備すること。

(ア) 教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと。

(イ) 校内の掲示物、生徒に配布する印刷物の用語や文字を適正に使用すること。

(ウ) 校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと。

(エ) より適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること。

(オ) 教師と生徒、生徒相互の話し言葉が適切に用いられるような状況をつくること。

(カ) 生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係を築くこと。

イ 各教科等の特質に応じた言語活動の充実と読書の充実

(3) コンピュータ等や教材・教具の活用（中学校学習指導要領第1章総則第3の1の(3)）

情報活用能力は、第1章総則第2の2の(1)で示すとおり、「学習の基盤となる資質・能力」であり、確実に身に付けさせる必要がある。こうして身に付けた情報活用能力を発揮することにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びへとつながっていくことが期待される。

ア 情報手段を活用するために必要な環境を整えること。

イ これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。

ウ 各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。第1章総則第2の2の(1)においては、「情報活用能力（情報モラルを含む。）」として、情報活用能力に情報モラルが含まれることを特に示している。

情報モラルとは「情報社会で適切な活動を行うための基になる考えと態度」をいう。

エ 他者への影響を考え、人権、知的財産権などの自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと。

オ 犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用すること。

カ コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること。

(4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動

（中学校学習指導要領第1章総則第3の1の(4)）

生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする学習活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。

(5) 体験活動（中学校学習指導要領第1章総則第3の1の(5)）

生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

(6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進（中学校学習指導要領第1章総則第3の1の(6)）

生徒が自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けるなど、生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるように工夫すること。

(7) 学校図書館、地域の公共施設の利活用（中学校学習指導要領第1章総則第3の1の(7)）

ア 学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。

イ 学校図書館については、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備（①読書センターとしての機能、②学習センターとしての機能、③情報センターとしての機能）として活用すること。

ウ 学校図書館を、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場とし、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割にすること。

5 カリキュラム・マネジメントの充実

各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことに努めるものとする。

カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことである。各学校においては、第1章総則第5の1のアに示すとおり、「校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行う」ことが必要である。以下に、中央教育審議会答申の整理を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの三つの側面から整理して示す。

(1) 生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

各学校においては、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を選択し、各教科等の内容相互の関連を図りながら指導計画を作成したり、生徒の生活時間を教育の内容との効果的な組み合わせを考えたりしながら、年間や学期、月、週ごとの授業時数を適切に定めたりしていくことが求められる。

教育課程の編成に当たっては、第1章総則第2の2に示す教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を教育課程の中で適切に位置付けていくことや、各学校において具体的な目標及び内容を定めることとなる総合的な学習の時間において教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習が行われるようにすることなど、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成することが重要である。

(2) 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

各学校においては、各種調査結果や埼玉県学力・学習状況調査のデータ等を活用して、生徒や学校、地域の実態を定期的に把握し、そうした結果等から教育目標の実現状況や教育課程の実施状況を確認し分析して課題となる事項を見だし、改善方針を立案して実施していくことが求められる。こうした改善については、校内の取組を通して比較的直ちに修正できるものもあれば、教育委員会の指導助言を得ながら長期的に改善を図っていくことが必要となるものもある。校内の組織及び各種会議の役割分担や相互関係を明確に決め、職務分担に応じて既存の組織を整備、補強したり、新たな組織を設けたりすること、また、分担作業やその調整を含めて、各作業の具体的な日程を決めて、組織的かつ計画的に取り組んでいくことが重要である。

また、教育課程は学校運営全体の中核ともなるものであり、学校評価の取組についても、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意することが必要である。

(3) 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

学校規模、教職員の状況、施設設備の状況などの人的又は物的な体制の実態は、学校によって異なっており、教育活動の質の向上を組織的かつ計画的に図っていくためには、これらの人的又は物的な体制の実態を十分考慮し、教育の内容と効果的に組み合わせることが重要である。そのためには、特に、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校、社会教育施設、生徒の学習に協力することのできる人材等）などについて客観的かつ具体的に把握して、教育課程の編成に生かすことが必要である。

また、学校は地域社会における重要な役割を担い地域とともに発展していく存在であり、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や幅広い地域住民等の参画により地域全体で生徒の成長を支え地域を創生する地域学校協働活動等の推進により、学校と地域の連携・協働を更に広げ、教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子供を育てるのかといった目標を共有し、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待される。

第2節 教育課程編成の一般的な手順

教育課程は、各学校の校長が責任者となって編成するものである。その際、それぞれの学校の運営組織を生かし、全教職員の協力の下にそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて、特色ある教育活動が展開できるよう編成することが大切である。その原則と共通的事項及び手順については、次のことが挙げられる。

1 教育課程編成の原則

各学校においては、中学校学習指導要領第1章総則第1中学校教育の基本と教育課程の役割に示されている原則に基づき、適切な教育課程を編成しなければならない。

(1) 法令及び学習指導要領の示すところによる

法令とは、教育基本法、学校教育法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等であり、各学校においては、これらの法令に従って編成しなければならない。また、学習指導要領は国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たって基準として従わなければならないものである。教育課程の編成に当たっては、これらの法令や中学校学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である。

(2) 生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、生徒の心身の発達の段階の特性及び学校や地域を十分考慮する

学習指導要領総則において、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成や、そのための知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養という、いわゆる資質・能力の三つの柱のバランスのとれた育成、学校段階等間の接続など、生徒の発達の段階に応じた調和のとれた育成を重視している。教育課程を編成する場合には、生徒や学校、地域の実態を的確に把握し、それを生徒の人間として調和のとれた育成を図るという観点から、学校の教育目標の設定、教育の内容等の組織あるいは授業時数の配当などに十分反映させる必要がある。

ア 生徒の心身の発達の段階や特性

生徒は、12歳から15歳までという心身の成長が著しい時期に当たる。教育課程の編成に当たっては、こうした発達の段階に応じた課題を踏まえつつ、生徒一人一人の多様な能力・適性、興味・関心、性格等を的確に捉え、生徒一人一人の発達を支援していくことが重要である。

イ 学校の実態

教育課程の編成は、前述のカリキュラム・マネジメントの一環として、学校規模、教職員の状況、施設設備の状況、生徒の実態などの人的又は物的な体制の実態が密接に関連してくる。教育活動の質の向上を組織的かつ計画的に図っていくためには、生徒の特性や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による連携及び協働の体制に関わる状況などについて客観的に把握して分析し、教育課程の編成に生かすことが必要である。

ウ 地域の実態

地域社会の実態を十分考慮して教育課程を編成するためには、地域社会の現状に加え、歴史的な経緯や将来への展望など、広く社会の変化に注目しながら地域社会の実態を十分分析し検討して的確に把握することが必要である。また、地域の教育資源や学習環境の実態を考慮し、教育活動を計画することが必要である。さらに、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や、地域学校協働活動等の推進に努める。

2 教育課程の編成における共通的事項

(1) 内容の取扱い

ア 内容の取扱いの原則（中学校学習指導要領第1章第2の3の(1)のア）

各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、いずれの学校においても取り扱わなければならない。ただし、学校において特に必要がある場合には、内容を加えて指導する

ことができる。また、各教科、道徳科及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない。

イ 複式学級の場合の教育課程編成の特例（中学校学習指導要領第1章第2の3の(1)のエ）

学校において2以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

ウ 選択教科を開設する際の留意事項（中学校学習指導要領第1章第2の3の(1)のオ）

生徒や学校、地域の実態を考慮して、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう各教科や、特に必要な教科を、選択教科として開設し生徒に履修させることができる。その場合には、選択教科の指導計画を作成し、生徒の負担加重となることのないようする。

エ 道徳教育の内容（中学校学習指導要領第1章第2の3の(1)のエ）

道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、道徳科の示す内容とし、その実施に当たっては、道徳教育に関する配慮事項を踏まえるものとする。

(2) 授業時数等の取扱い

各教科等の授業時数については、学校教育法施行規則において各教科等の年間授業時数の標準を定め、学習指導要領において年間の授業週数などを定めている。これらを踏まえ、学校の教育課程全体のバランスを図りながら、生徒や学校及び地域の実態等を考慮し、学習指導要領に基づいて各教科等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定め、適切に配当する。

ア 各教科等の年間授業時数

(ア) 各学年における各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の年間の授業時数並びに各学年の年間の総授業時数は、学校教育法施行規則第73条に基づき各学校が適切に定める。

(イ) 各教科等の授業時数を形式的に確保すればよいということではなく、生徒及び学校や地域の実態を考慮しつつ、さらには個に応じた指導などの指導方法・指導体制や、教材等の工夫改善など授業等の質的な改善を図りながら、学習指導要領に基づき教育課程を適切に実施し指導するために必要な時間を実質的に確保する。

(ウ) 年間の行事予定や各教科等の年間指導計画、その実施、改善の状況等について、保護者をはじめ地域住民等に対して積極的に情報提供することに努める。

(エ) 教育課程の実施に当たって、実際に必要な指導時間を確保するよう、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の把握を行うなど、その状況等について自ら点検及び評価を行い、改善に努める。

(オ) 教師が教材研究、指導の打合せ、地域との連絡調整等に充てる時間を可能な限り確保するため、会議等のもち方や時間割の工夫など時間の効果的・効率的な利用等に配慮する。

イ 年間の授業週数

(ア) 各教科等の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにする。

(イ) 各教科等の授業時数を35週にわたって平均的に配当するほか、生徒の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることも可能である。

(ウ) 各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。

ウ 特別活動の授業時数

特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるよう計画する。

エ 授業の1単位時間

(ア) 学校教育法施行規則第73条、別表第2に定める各授業時数の1単位時間は、50分として計算するものとする。

(イ) 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び教科等の特質を考慮して適切に定める。

オ 短い時間を活用して行う指導

15分の短時間を活用した授業や、50分と10分の組み合わせによる60分授業など、生徒の発達の段階及び学習内容に応じて特定の教科等の指導を行う場合には、教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握や活用を行う校内体制が整備されているときは、当該時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができる。

カ 給食、休み時間などの時間

給食、休み時間などの時間については、学校全体の生活時間や日課について工夫を加える。また、地域や学校の実態に応じ、給食、休み時間の時間の設定を工夫し適切に定める。

キ 時間割の弾力的な編成

各学校においては、地域や学校及び生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することもできる。

ク 年間授業日数

(ア) 年間の授業日数は、各教科等の授業時数を適切に確保するとともに、週当たりの授業時数が生徒の負担過重とならないように定める。

(イ) 年間授業日数については、国の基準では直接定めていないが、通常は市町村教育委員会の小中学校管理規則に定める休業日を除いた日が授業日として考えられる。

(ウ) 年間授業日数については、学習指導要領で示している各教科等の内容の指導に支障のないよう、適切な日数を確保するよう計画する。

ケ 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事として掲げられている旅行・集団宿泊的行事や勤労生産・奉仕的行事など同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

(3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項

各学校においては、中学校学習指導要領第1章総則及び第2章以下の各章に示された指導計画の作成に関する配慮事項などに十分配慮し、地域や学校の実態を考慮して、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。

ア 各教科等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにする。

イ 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにする。

3 教育課程編成の一般的な手順と留意事項

教育課程の編成や改善の手順は、それぞれの学校が実態に即して、創意工夫を重ねながら考えるべきものである。したがって、ここでは、一般的な手順の一例を参考として示す。

(1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする

教育課程の編成に対する学校の姿勢や作業計画の大綱を明らかにするとともに、それらについて全教職員が共通理解を図る。

(2) 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決定する

教育課程の編成・実施は、校長のリーダーシップの下、組織的かつ計画的に取り組む必要がある。教育課程の編成・実施を担当する組織を確立するとともに、それを学校の組織全体の中に明確に位置付ける。また、編成・実施の作業日程を明確にするとともに、学校が行う他の諸活動との調和を図る。その際、既存の組織や各種会議の在り方を見直し必要に応じ精選を図るなど業務改善の視点をもつ。

(3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする

事前の研究や調査によって、教育課程についての国や教育委員会の基準の趣旨を理解するとともに、教育課程の編成に関わる地域や学校の実態や諸条件を把握する。

(4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める

学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定する。

(5) 教育課程を編成する

教育課程は学校の教育目標の実現を目指し、次の事項に留意して指導内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成する。

ア 指導内容を選択する。

- (ア) 指導内容について、その基礎的・基本的な知識及び技能を明確にする。
- (イ) 学校の教育目標の有効な達成を図るため、重点を置くべき指導内容を明確にする。
- (ウ) 各教科等の指導において、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と思考力、判断力、表現力等の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を養う指導の充実や個に応じた指導を推進するよう配慮する。
- (エ) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育及び体育・健康に関する指導について、適切な指導がなされるよう配慮する。
- (オ) 学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力など、学校として、教科等横断的な視点で育成を目指す資質・能力を明確にし、その育成に向けた適切な指導がなされるよう配慮する。
- (カ) 生徒や学校、地域の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な学習の時間を適切に展開できるよう配慮する。
- (キ) 各教科等の指導内容に取り上げた事項について、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方を検討する。

イ 指導内容を組織する。

- (ア) 各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動について、各教科等間の指導内容相互の関連を図る。
- (イ) 各教科等の指導内容相互の関連を明確にする。
- (ウ) 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。特に、内容を2学年まとめて示した教科については、2学年間を見通した適切な指導計画を作成する。
- (エ) 各学年において、合科的・関連的な指導について配慮する。

ウ 授業時数を配当する。

- (ア) 指導内容との関連において、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の年間授業時数を定める。
- (イ) 各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定める。
- (ウ) 各教科等の授業の1単位時間を、生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定める。

(6) 教育課程を評価し改善する

実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にして改善を図る。

- ア 評価の資料を収集し、検討する。
- イ 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにする。
- ウ 改善案をつくり、実施する。

第3節 教育課程編成に当たっての留意すべき事項

教育課程を実際に編成する上での、一般的な留意点についてはすでに述べてきたので、ここでは、各学校において教育課程を編成する際、特に留意すべき事項について以下に示す。

1 「生きる力」を育む各学校の特色ある教育活動の展開

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、生徒に「生きる力」を育むことを目指すものとする。

- (1) 複雑で予測困難な時代の中でも、生徒一人一人が、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの可能性を發揮し多様な他者と協働しながら、よ

りよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となることができるよう、教育を通して必要な力を育てていくことを重視する。

- (2) 学校教育を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成が相互に関連し合いながら一体的に実現されるものであることに留意が必要である。

2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

生徒に「生きる力」を育むことを目指して教育活動の充実を図るに当たっては、学校教育全体及び各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを、資質・能力の三つの柱（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）を踏まえながら明確にすることが大切である。

- (1) 生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む。）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
- (2) 生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

3 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、発達の段階に応じた教育課程上の工夫の観点から、学校段階等間の接続を図ることが大切である。

- (1) 小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫する。特に、義務教育学校、小学校連携型中学校及び小学校併設型中学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成する。
- (2) 高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫する。特に、中等教育学校、連携型中学校及び併設型中学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成する。

4 生徒の発達の支援

教育課程の編成及び実施に当たっては、生徒の発達を支える指導として、学級経営、生徒の発達の支援、生徒指導、キャリア教育、指導方法や指導体制の工夫改善など、個に応じた指導等を充実させることが大切である。

- (1) 教師と生徒との信頼関係及び生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図るとともに、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援する。
- (2) 生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図る。
- (3) 特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。
- (4) 生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れ、教師間の協力による指導体制を確保し、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実させるとともに、情報手段や教材・教具の活用を図る。

5 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒などへの指導

我が国においては、「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、生徒の自立と社会参加を一層促進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、生徒の十分な学びを確保し、生徒一人一人の障害や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある。

また、通常の学級にも、障害のある生徒のみならず、教育上特別の支援を必要とする生徒が

在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが大切である。

特別支援教育において大切な視点は、生徒一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等により、学習上又は生活上の困難が異なることに十分留意することである。

ア 全ての教科等において個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫検討し、合理的配慮の提供を含め適切な指導を組織的かつ計画的に行う。

イ 各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施する。

ウ 実態把握から適切な目標設定、指導内容、評価までを含めた個別の教育支援計画及び個別の指導計画について、保護者をはじめ関係者間の共通認識のもと作成し、十分に活用していく。

エ 特別支援学級及び通級指導教室を利用する生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を必ず作成し、適切な指導及び支援の継続性を踏まえて効果的に活用する。

オ 校長は、特別支援教育実施の責任者として、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営を行う。

カ 多様な人々が共に生きる社会の実現を目指して、生徒一人一人が多様性を尊重し、共同して生活していくことができるように、学校全体で、支援籍をはじめとした交流及び共同学習の一層の推進を図る。

(2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導

海外から帰国した生徒や外国人の生徒の受け入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握し、当該生徒が自信や誇りをもって学校生活において自己実現を図ることができるように配慮することが大切である。

また、日本語の習得に困難のある生徒に対し、日本語の能力に応じた特別の指導を行うための特別の教育課程を編成することができる。この制度を活用しながら、生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが必要である。

ア 外国での生活や異文化に触れた経験、これらを通じて身に付けた見方や考え方、外国語の能力などの特性を、本人の各教科等の学習に生かすことができるよう配慮する。

イ 他の生徒についても、共に学ぶことを通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるための配慮が大切である。

ウ 指導内容については、学校生活に必要な基礎的日本語の習得のための指導を行ったり、各教科等の学習に必要な日本語の習得のための指導を行ったりする工夫が考えられる。

エ 指導方法については、通級による指導、通常の学級における日本語の能力に配慮した指導、放課後等を活用した指導などの工夫が考えられる。特に、通級による日本語指導については、教師間の連携に努め、指導についての計画を個別に作成することなどにより、効果的な指導に努めるものとする。

(3) 不登校生徒への配慮

不登校は、どの生徒にも起こりうることとして捉え、その行為を「問題行動」として判断してはならない。不登校生徒については法令等に基づき適切に支援を行うことが求められる。不登校生徒の支援を行うためには、教育相談担当教師等がコーディネーターの役割を果たし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と連携・分担し、学校全体で組織的に行う必要がある。また、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を行うことが重要である。

なお、不登校の未然防止、早期対応のためには、全ての生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、生徒と教職員との信頼関係や生徒相互の良好な人間関係の構築等を通じて、生徒にとって学校が安心感、充実感が得られる活動の場となるように魅力あるよりよい学校づくりを推進することが重要である。

ア 不登校生徒の自己肯定感を高めるため、学校・家庭・社会が生徒に寄り添い共感的理解と受容の姿勢をもつ。

イ 不登校生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、個々の状況に応じた必要な支援を行い、

生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す。

ウ 不登校生徒への支援の際は、不登校のきっかけや不登校状態が継続している理由、学校以外の場において行っている学習活動の状況等について、家庭訪問その他の方法により継続的な把握をする。

エ 個々の不登校生徒の休養の必要性に留意しつつ、学校以外の場での多様で適切な学習活動が行われるよう、生徒及び保護者に対する必要な情報提供や助言等を行い支援する。

オ 家庭で多くの時間を過ごしている不登校生徒に対しては、その状況を見極め、当該生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行う。

カ 不登校生徒が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮する。

6 言語能力の確実な育成

言葉は、生徒の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものである。教科書や教師の説明、様々な資料等から新たな知識を得たり、事象を観察して必要な情報を取り出したり、自分の考えをまとめたり、他者の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたり、学級で目的を共有して協働したりすることができるのも、言葉の役割に負うところが大きい。したがって、言語能力の向上は、生徒の学びの質の向上や資質・能力の育成の在り方に関わる重要な課題として受け止め、重視していくことが求められる。

(1) 発達の段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し、適切に表現する力を育成することが重要である。

(2) 学習の基盤としての各教科等における言語活動（実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）を充実させることが重要である。

7 理数教育の充実

生徒が基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れる。また、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図る。その際、情報手段や教材・教具の活用を図ることが大切である。

(1) 日常生活等から問題を見いだす活動や見通しをもった観察・実験などの充実によりさらに学習の質を向上させることが重要である。

(2) 必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実、自然災害に関する内容の充実を図ることが重要である。

8 伝統や文化に関する教育の充実

将来の我が国を担う中学生は、郷土や国で育まれてきた優れた伝統と文化などのよさについて理解を深め、それらを育んできた我が国や郷土を愛するとともに、国際的視野に立って、他国の生活習慣や文化を尊重する態度を養うことが大切である。また、国際社会の中で独自性をもちながら国際社会の平和と発展、地球環境の保全に貢献できる国家の発展に努める日本人として、主体的に生きようとする態度を身に付けていくことが求められる。

・ 古典など我が国の言語文化（国語）、県内の主な文化財や年中行事の理解（社会）、我が国や郷土の音楽（音楽）、和楽器（音楽）、武道（保健体育）、和食や和服（技術・家庭）などの指導の充実を図ること。

9 体験活動の充実

生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することが大切である。

- (1) 学校において体系的・継続的に体験活動を実施していくためには、各教科等の特質に応じて教育課程を編成していくことが大切である。
- (2) 各教科等の指導に当たり教科等の特質に応じた体験を伴う学習の時間を確保するだけでなく、時間割の弾力的な編成や合科的・関連的な指導の規定等を踏まえ、学校の教育活動の全体を通して体験活動の機会の充実を図る工夫をすることが大切である。
- (3) 体験活動の意義や効果について家庭や地域と共有し、連携・協働することが重要である。また、学習の内容と生徒の発達の段階に応じて安全への配慮を十分に行わなければならない。

10 外国語教育の充実

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっていることから、学校教育において、外国語教育を充実させることが重要となる。

- (1) 具体的な課題等を設定し、生徒が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行う。
- (2) 英語の音声や語彙、表現などの知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図る。

11 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科の指導計画

発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。特に、内容を2学年まとめて示した教科については、2学年間を見通した適切な指導計画を作成する。

第4節 教育課程編成の特例

教育課程の編成は、前述の原則によって編成しなければならないが、特例として次のような場合が定められている。

1 複式学級の場合（学習指導要領第1章総則第2の3の(1)）

学校において2以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科や道徳科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

2 特別支援学級の場合（学校教育法施行規則第138条「特別の教育課程」）

特別支援学級は、中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級（8人を上限）であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

中学校における特別支援学級については、中学校の通常の学級と特別支援学校の教育課程を十分理解し、その連続性を確保しつつ、中学校の特別支援学級に在籍する生徒の障害の状態等を踏まえ教育課程を編成する必要がある。

なお、特別の教育課程の編成に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とすること。併せて、埼玉県特別支援教育教育課程編成要領(2)「小学校及び中学校特別支援学級・通級による指導編」を参考にすること。

3 通級による指導の場合（学校教育法施行規則第140条「特別の教育課程」）

通級による指導は、中学校の通常の学級に在籍し、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのある比較的障害の程度が軽度である生徒を対象として、特別の教育課程を編成し、主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の指導

の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導、すなわち自立活動のことであり、個々の生徒の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。また、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上または生活上の困難の改善又は克服を目的として指導を行うこととする。

校長は、他校において通級による指導を受けた授業を、当該中学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。（学校教育法施行規則第141条）

平成30年度より高等学校における通級による指導が制度化され、中学校から高等学校への切れ目のない支援を行う体制を整えていく必要がある。今後は、実施に向けた連携体制や指導内容や指導方法などを充実させていくことが重要である。

通級による指導の場合の特別の教育課程を編成するに当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にすること。併せて、埼玉県特別支援教育教育課程編成要領(2)「小学校及び中学校特別支援学級・通級による指導編」を参考にすること。

4 日本語の能力に応じた特別の指導の場合（学校教育法施行規則第79条）

中学校において、日本語に通じない生徒のうち、当該生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、特別の教育課程によることができる。

5 不登校生徒の実態に配慮した教育課程を編成する場合（学校教育法施行規則第79条）

学校生活への適応が困難であるため、相当の期間中学校を欠席し、引き続き欠席すると認められた生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成し、教育を実施する場合は、文部科学大臣の指定が必要となる。

6 教育課程の改善のための研究の場合（学校教育法施行規則第79条）

教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、生徒の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、規定によらないことができる。

7 中学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程の編成の場合（学校教育法施行規則第79条）

地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため、当該中学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある、かつ、特別の教育課程について、規定等に照らして適切であり、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、規定の全部又は一部によらないことができる。

第2章 教育課程編成のための資料

第1節 各学校の教育目標の設定と具体化

学校の教育目標は、教育基本法及び学校教育法に示されている教育の目的や目標の達成を目指すため、各学校の教育活動の具体的な指標として設定されるものである。したがって、各学校の教育目標の設定に当たっては、法令等に基づくとともに、生徒や学校、地域の実態を的確に把握し、育成を目指す資質・能力を明らかにしながら、実態やねらいを十分に反映した具体性のあるものとする必要がある。また、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、教師や生徒、家庭・地域の生きた指標として役立つものにする必要がある。

1 教育目標の具備すべき要件

各学校が設定する教育目標は、次のような要件を具備する必要がある。

(1) 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること

教育基本法において、教育の目的及び目標が定められているとともに、義務教育の目的や学校教育の基本的役割が定められている。これらの規定を踏まえ、学校教育法において、義務教育の目標や中学校の目的及び目標に関する規定がそれぞれ置かれている。

ア 教育基本法（平成18年法律第120号）

第1条（教育の目的）、第2条（教育の目標）、第5条（義務教育）、第6条（学校教育）

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号 一部改正：平成29年法律第41号）

第21条（普通教育の目標）、第45条（目的）、第46条（目標）

ウ 学習指導要領

中学校学習指導要領は、中学校教育について一定の水準を確保するために法令（学校教育法第48条及び学校教育法施行規則第74条）に基づいて国が定めた教育課程の基準であるので、各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならないものである。したがって、各学校の教育目標は、学習指導要領が示す各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の目標やねらいを前提として設定する必要がある。

(2) 教育委員会の規則、方針等に従っていること

公立の中学校では、各市町村教育委員会が定めた小・中学校管理規則や指導方針に従わなければならない。その際、教育委員会の指導方針は、年度当初に施策の重点として示されることが多いので留意する必要がある。

(3) 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること

各学校において、教育目標に照らしながら各教科等の授業のねらいを改善したり、教育課程の実施状況を評価したりすることが可能となるよう、教育目標は具体性を有するものである必要がある。また、学校教育全体及び各教科等の指導を通じてどのような資質・能力の育成を目指すのかという基本的な方針を家庭や地域と共有していくことが重要である。

(4) 学校や家庭・地域の実態に即したものであること

各学校の教育的環境、地域住民の教育的な関心や期待は、それぞれに異なっている。したがって、各学校の教育目標は、それぞれの地域の実態や教育的な要求を考慮するとともに、生徒の心理的、身体的な特性や能力・適性・興味・関心等を具体的に把握するなど、実態に即して設定しなければならない。

(5) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること

各学校の教育目標は、年度ごとの教育方針や努力目標と異なり、より基本的かつ継続的な学校の指標であることから、学校の総力を挙げて、教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものを設定する必要がある。

(6) 評価が可能な具体性を有すること

各学校の教育目標は、その年度においてどの程度達成されたかを評価し、次年度の改善点や努力目標を明確にして、教育課程の編成に反映させるような具体性を有するものとして設定する必要がある。

2 教育目標設定上の留意事項

学校の教育目標は、各学校が教育課程を編成する際の基本的な要件であるとともに、学校の教育活動全体を通じて達成すべき具体的、実践的な目標である。設定に当たっては、次のようなことに十分配慮して、各学校の教育目標が生きた実践目標となるように努力する必要がある。

(1) 全教職員の共通理解

ア 各学校の教育目標について、全教職員の関心を高めること

日常の教育活動など具体的な内容について、校長を中心に全教職員で話し合うことにより、各学校の教育目標の意義を見直し、教育目標を身近な指標とする必要がある。

イ 学習指導要領の改訂の基本方針を全教職員が共通して理解すること

今回の学習指導要領の改訂は、教育基本法や学校教育法の規定に則り、平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、次の方針に基づき行われた。

(ア) これからの教育課程には、社会の変化に開かれ、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が期待されている。

(イ) 未来を拓き、未来に生きる子供に身に付けさせる力とは、①何を理解しているのか、何ができるか、②理解していること・できることをどう使うか、③どのように社会・世界とかわかり、よりよい人生を送るか、という力であり、これらを学校の教育目標やそれを受けて編成する教育課程に生かす必要がある。

(ウ) 各学校には、学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の事情等を踏まえて、各学校が設定する学校の教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価・改善していることが求められる。

(2) 学校や地域の実態等の把握

ア 各学校がもつ教育課題を正しく捉え、学校や地域の実態等に応じた目標を設定すること

地域の環境、保護者や地域の人々の学校への期待、各学校の状況並びに生徒の心身の発達の段階及び特性等を分析・検討した上で教育課題を正しく捉え、各学校にふさわしい目標の設定に努め、それらを家庭や地域とも共有していく必要がある。

イ 実態を踏まえた目標設定のため、必要な資料の収集・整理・活用に努めること

家庭・地域や生徒の実態について、観念的に捉えていたことを調査によって改めて捉え直して見るのが大切である。また、既存の資料についてもこれを整理し、その活用に努める必要がある。

(3) 実践の指標としての教育目標

ア 計画的・組織的に作業を進め、教育的価値が高く継続的な実践の指標となるように努めること

各学校の教育目標は、継続的実践の指標である。したがって、その設定に当たっては、計画的、組織的に進める必要がある。そのため、目標設定委員会を保護者・地域と共に設けるなどの創意工夫が必要である。また、保護者・地域の理解や協力を求め、そのことを通じて学校の教育目標についての関心を高めることは、学校が目標の実現を図るためにも大切なことである。

(4) 各学校の教育目標と評価

ア 各学校の教育目標そのものについての評価が必要であること

各学校の教育目標は、教師や生徒にとって身近なものであることによって生きた指標となり得る。各学校の教育目標を実践の過程等で絶えず評価し、次年度の目標設定に当たって、これを生かす努力が必要である。

3 教育目標の具体化

年度の評価に基づいて改善点や努力点を明確にするとともに、生徒の心身の発達の段階や特性等及び保護者や地域の願い等を考慮した重点目標や学年・学級目標を設定することなどによって、各学校の教育目標の具体化に努める必要がある。

(1) 年度ごとに重点目標

重点目標は、その年度の強調点や留意点を具体的に示すものであり、各学校の教育目標を具

体的な実践の指標とする上で極めて重要な役割を担うものである。

(2) 学年、学級への具体化

学校の教育活動は、学年や学級を単位として活動する機会が多い。したがって、各学校の教育目標を各学年・各学級の目標として捉え、学年や学級の実態に即しながら、具体化させなければならない。

(3) 指導の具体的な場面と方法

各学校の教育活動は、全教育活動において、その具体化が図られなければならない。そこで、各学校の教育目標を各教科等の指導計画の中に具体化することが必要である。さらに教育活動の場面では、生徒自らが考え、感じ、発見し、さらにその考えや課題の解決の手立てを交流する活動を重視することで多様な考えや、やり方があることを知り、それぞれのよさを認める態度を養うことが大切である。そのために、学習過程や学習形態、学習課題、発問等を工夫するとともに、教材・教具の効果的活用を図るなどして、各学校の教育目標の具体化に努めなければならない。

第2節 授業時数等の決定と日課表等の作成

1 授業時数の決定

(1) 授業日数

年間の授業日数については、今回の改訂でも、法令等での特別な定めはしていないが、学校の休業日については、学校教育法施行令、学校教育法施行規則及び各市町村教育委員会の小中学校管理規則で定められている。

ア 休業日数の算定

下の表は平成33（2021）年度における中学校の年間休業日数を、「公立小中学校管理規則（参考例）」に基づき示したものである。授業期間中の週休日と祝日との重なり及び各長期休業期間中の週休日及び祝日等の重なりを考慮すると、年間休業日数は次の式によって求められる。

$$\text{年間休業日数} = \text{日数(a)} - \text{重複(b)} = (191 + \alpha) \text{日} - 23 \text{日} = (168 + \alpha) \text{日}$$

中学校の年間休業日数（例）

学校における休業日		日数(a)	重複(b)
1	国民の祝日に関する法律に規定する休日	17	
2	週休日	104	(祝)1
3	県民の日を定める条例に規定する日	1	(休)1
4	開校記念日	1	
5	春季休業日（4月1日～4月7日）	7	(休)2
6	夏季休業日（7月21日～8月31日）	42	(休)12(祝)1
7	冬季休業日（12月25日～1月7日）	14	(休)4(祝)1
8	学年末休業日（3月27日～3月31日）	5	(休)1
9	校長が教育上特に必要と認め教育委員会の承認を受けた日	α	
合 計		$191 + \alpha$	23

※ 備考欄の（祝）は国民の祝日に関する法律に規定する休日、（休）は週休日を示す。

イ 授業日数の算定

通常は、1年間の日数からこれらの休業日数を差し引いた日数が年間授業日となり、次の式によって求められる。

$$\text{年間授業日数} = \text{年間日数} - \text{年間休業日数} = 365 - (168 + \alpha) = (197 - \alpha) \text{日}$$

(2) 各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の標準授業時数

中学校（併設型中学校等、特別な場合を除く）の各学年における各教科、道徳科、総合的な

学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、学校教育法施行規則第73条、別表第2に定める授業時数を標準とする。

学校教育法施行規則第73条、別表第2（第50条第2項は省略）

区分	各教科の授業時数									特別活動の授業時数	総合的な学習の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015

- 〔備考〕
- この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
 - 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
 - 各学年においては、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数から、文部科学大臣が別に定めるところにより小中一貫教科等の授業時数に充てることができる。

(3) 授業時数の取扱い

各学年における各教科等の年間の授業時数及び各学年の総授業時数については、学校教育法施行規則第73条、別表第2及び中学校学習指導要領第1章総則第2の3などに定めるところによる。

- 年間総授業時数は、各学年とも1015単位時間を標準とする。
- 各教科等の授業は、年間35週以上にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重とならないようにするものとする。
- 各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。
- 特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。
- 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定める。
- 各教科の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科等の指導を行う場合において、当該教科等を担当する教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができる。ただし、短い時間により特定の教科等の指導を行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。
- 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の結果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。
- 各学校においては、生徒や学校、地域の実態を考慮して、生徒の特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう、第2章に示す各教科や、特に必要な教科を選択教科として開設し、履修させることができる。その場合においては、全ての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成し、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。また、特に必要な教科の名称、目標、内容については、各学校が適切に定めるものとする。

各学校における各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数の決定は、

上述の事項に根拠を求めながら、その学校の教育目標、年度の重点、教育課程編成の方針等に即して行われる。その際、特に留意することとして、次の点が挙げられる。

(ア) 前年度の実践や評価を基にし、実施段階まで見通して、各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数の確保を図ること。

(イ) 学校行事、指導計画等を見直し、それらの精選や整理を図ること。

以上のことなどに留意し、年間の授業時数を決定していくが、その具体的手順はおおよそ次のとおりである。

① 授業日数、学校行事等を組み込んだ年間を見通した計画を作成する。

② 各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動の年間授業時数を確保する。

③ 年間授業時数と週数との関連において授業時数の配当を決定する。その際、特定の期間に実施する授業について考慮する。

④ 関連する諸条件を配慮しながら時程を定め、日課表を作成する。

(4) 学校段階等間の接続

小学校教育との接続及び義務教育学校等の教育課程については、中学校学習指導要領第1章総則第2の4(1)に定めるところにより、小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫することが示されている。特に、義務教育学校、小学校連携型中学校及び小学校併設型中学校においては、義務教育9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成し、小学校と中学校で一体的な教育内容と指導体制を確立した上で、特色ある教育活動を展開することが重要であり、

ア 学習指導要領に示された内容項目を網羅すること。

イ 児童生徒の発達の段階や各教科等の系統性・体系性に配慮すること。

ウ 保護者の経済的負担への配慮その他の義務教育における機会均等の観点からの適切な配慮がなされていること。

等を前提とした上で、小中一貫教育の長所をより生かす観点から、設置者の判断で、次のような教育課程特例の活用が可能である。

【小中一貫教科等の設定】

(ア) 小中一貫教育の軸となる独自教科等（小中一貫教科等）の実施

(イ) 小中一貫教科等による他の各教科等の代替

(ウ) 小中一貫教科等の授業時数による他の各教科等の授業時数の代替

【指導内容の入替え・移行】（※連携型小・中学校の場合は、設置者の判断ではできない）

(ア) 小学校段階及び中学校段階における各教科等の内容のうち相互に関連するもの入替。

(イ) 小学校段階の指導内容の中学校への後送り移行

(ウ) 中学校段階の指導内容の小学校への前倒し移行

(エ) 小学校段階における学年間の指導内容の後送り又は前倒し移行

(オ) 中学校段階における学年間の指導内容の後送り又は前倒し移行

なお、小中一貫教育に係る教育課程については、文部科学省より「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」（平成28年12月）、埼玉県教育委員会より、「小中一貫教育推進ガイド」（平成26年2月）が示されており、これらを参考にすることができる。

2 授業時数決定のための年間計画表

(1) 基本的留意事項

ア 年間計画表は、その学校の教育目標の実現を目指して指導内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成される教育課程を受けて作成されるものである。したがって、その観点から年間の活動計画を見通して立案、検討する必要がある。

イ 立案に当たっては、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令等の示すところに従い、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指し、地域や学校の実態、生徒の心身の発達の段階と特性及び各学校の教育課題等を十分考慮し、各学校で主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開できるようにする必要がある。

ウ 授業時数の確保について

(ア) 別表第2に示されている授業時数を踏まえ、地域や学校及び生徒の実態を考慮しつつ、さらには個に応じた指導などの指導方法・指導体制、教材等の工夫改善など授業等の質的な改善を図りながら、学習指導要領に基づき教育課程を適切に実施し指導するために必要な時間を実質的に確保する視点が重要である。その際、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくことで、教育活動の質の向上を図っていく。

(イ) 年度当初の計画段階から、別表第2に定めている授業時数を下回って計画することは、学習指導要領の基準性の観点から適当ではない。また、地域の状況や生徒の実態を十分に考慮し、生徒の負担過重にならない限度で上回って計画し、指導することは可能である。

(2) 年間計画表作成上の留意点

ア 学校全体に関係する学校行事等に係る必要時数の計画表を作成する場合、次の事項について十分吟味し、年間の課業日や授業時数を正確に把握する。

(ア) 年間総授業日数（長期休業日、国民の祝日、週休日等を除いた日数）

(イ) 学校行事に係る必要時数（始業式、入学式、健康診断、遠足等）

(ウ) 生徒会活動に係る必要時数（新入生歓迎会、生徒総会、三年生を送る会）

(エ) 学校行事その他で授業を行わない時数（保護者会、家庭訪問、各種大会・コンクール等）

イ 各学年で月ごとの具体的な実施授業時数の計画表を作成する場合、授業の実施時期や時間割の弾力的な編成も可能であることを踏まえ、以下の事項について精査し、中期的な計画を策定する。

(ア) 学期別・月別授業日数

(イ) 確保することが可能な総授業時数

(ウ) 教科等の授業時数

(エ) 生徒会活動・学校行事に係る時数

(オ) 学校行事に伴う学級・学年での指導等

(3) 年間計画表の例（平成33（2021）年度の場合）

ア 年間を見通した計画表（例）

月	休業日	休業日数	授業日数	生徒会活動・学校行事			その他で授業を行わない時数			
				行事名	学年別時数			学年別欠課時数		
					1	2	3	1	2	3
4	春季休業日 週休日 昭和の日	14	16	始業式・入学式 身体測定 新入生歓迎会 離任式	4 3 ① 1	4 3 ① 1	4 3 ① 1	6	4	4
5	週休日 憲法記念日 みどりの日 こどもの日	13	18	避難訓練 交通安全教室 生徒総会	1 1 ①	1 1 ①	1 1 ①	3	3	3
3	週休日 春分の日 学年末休業 臨時休業（3年）	13 (20) ()は3年	18 (11)	三年生を送る会 卒業式 修了式	① 2 1	① 2 1	① 2 1	7	7	3
	休業日数 授業日数	168 (174) 197 (191)		生徒会活動 学校行事	⑦ 45	⑦ 43	⑦ 48	29	29	25

イ 年間授業時数

	第1学年	第2学年	第3学年
a 年間の総時数	1148	1148	1107
b 各教科総時数	895	875	875
c 道徳科	35	35	35
d 総合的な学習の時間	50	70	70
e 特別活動（学級活動）	35	35	35
b～e 計	1015	1015	1015
f 特別活動	生徒会活動	7	7
	学校行事	45	43
g その他で授業を行わない時数	29	29	25
h 調整時数	52	54	12

(注1) aは授業日数と各曜日の時数から計算（197日×6時間－5時間授業日の日数）

(注2) 各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動（学級活動）は標準授業時数

(注3) h 調整時数（学校行事等の増時数、非常変災等による欠課時数に対応できる予備的な時数）
 $= a - (b + c + d + e + f + g)$

(注4) 生徒会活動及び学校行事は、適切な時間を設定することができる。

(注5) 夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、特定の期間に行う場合には、特定の学年の実施であれば、その該当学年の授業日数・授業時数等が変わってくることに留意する。

(注6) 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替については、総合的な学習の時間において、その趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨を踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動（学校行事）の代替を認めるものである。その際、総合的な学習の時間の授業時数として計上するが、学校行事の時数としては計上しない。ただし、年間の学校行事の計画等に総合的な学習の時間で代替を行うことを明記する等配慮する。

3 日課表の作成

(1) 日課表の性格

ア 日課表は、各学校が編成した教育課程を具体的に実施していく際の学校の1日の時程表であり、生徒の側からいえば、学校生活を行うための1日のスケジュールである。日課表は、始業時刻、終業時刻、各教科等の授業時間、休み時間、給食や清掃の時間、その他の時間を要素として作成されるものである。

イ 日課表は、教育目標の具現化と各教科等のねらいの達成を基本的な課題として作成されるものであり、学校運営上の基礎的な1日の時程表であるとともに、週時程表としての性格をもつものである。

ウ 日課表は以上の前提に立って、特色ある教育活動を進める観点や生徒、地域の実態を考慮し、学校の創意工夫によって作成されるものである。

(2) 日課表作成上の基本的な留意事項

日課表の性格から、今回の学習指導要領改訂の基本方針を十分踏まえ、特色ある教育を展開し、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成する観点から、学校全体で創意工夫を生かした作成が求められる。そのため、特に次の事項について留意する必要がある。

ア 生徒が1日の学校生活の中で、充実感を味わうことができるようにすることを旨とし、上記(1)の性格を踏まえ、授業の1単位時間の決定、給食・休み時間・清掃時間、その他の活動の調和のとれた編成を図るとともに、生徒の通学の条件、地域社会の生活の様態及び季節的条件等を考慮する。

イ 学校生活にリズムを与えると同時に年間を見通した生活ができることを考慮する。また、教材研究や会議などの時間、教職員の勤務時間、曜日等を十分考慮し、教職員の組織も活性化するように配慮するなどして、全教職員が学校全体の教育課程の実施や学校運営、校内研修、各種会議等に積極的に参加できるようにすることが大切である。

(3) 日課表（時間割）の具体例

今回の改訂においても、例外があるものの、各教科等の年間の標準授業時数を35の倍数とすることを基本としている。各学校において、生徒や学校、地域の実態、各教科や学習活動の特質等に応じ、弾力的に組み替えることも引き続き可能である。

ア 固定的に時間割を編成

(1 学年の時間割)

	月	火	水	木	金
1	国語 50分	英語 50分	社会 50分	数学 50分	社会 50分
2	数学 50分	社会 50分	保体 50分	国語 50分	数学 50分
3	保体 50分	国語 50分	英語 50分	技家 50分	道徳 50分
4	英語 50分	音楽 50分	美術 50分	技家 50分	理科 50分
5	学活 50分	理科 50分	音・美・総合 50分	保体 50分	英語 50分
6		数学 50分	総合 50分	理科 50分	国語 50分

「音・美・総合」は、
前期 20 週とし、音・美を隔週
後期 15 週とし、総合を実施

イ 区切り方を変更し、効果的な指導を図る工夫例【I】

(2 学年の時間割)

	月	火	水	木	金
1	理科 75分	数学 50分	社会 50分	数学 50分	国語 50分
2	英語 25分	理科 25分	理科 50分	国語 50分	保体 50分
	英語 25分	理科 25分			
3	保体 50分	国語 50分	英語 50分	技家 50分	道徳 50分
4	英語 50分	社会 50分	音楽 50分	技家 50分	理科 50分
5	学活 50分	総合 50分	国語 50分	保体 50分	英語 50分
6		総合 50分	数学 50分	美術 50分	社会 50分

理科 75 分の授業では実験を行い、
理科 25 分の授業ではまとめ等を行う。
英語 25 分の授業では、会話練習等の反復学習を行う。

ウ 区切り方を変更し、効果的な指導を図る工夫例【II】

【第 1、3 学年の場合】(週時数：数学＝4 時間、英語＝4 時間)

(1 組の時間割)

	月	火	水	木	金
1	50分	50分	数学 50分	50分	50分
2	数英 50分	50分	50分	50分	数学 50分
3	50分	50分	50分	数学 50分	50分
4	50分	50分	英語 50分	50分	英語 50分
5	50分	英数 50分	50分	英語 50分	50分
6		50分	50分	50分	50分

(2 組の時間割)

	月	火	水	木	金
1	50分	50分	50分	50分	50分
2	英数 50分	50分	50分	数学 50分	50分
3	50分	50分	数学 50分	50分	50分
4	50分	50分	50分	英語 50分	数学 50分
5	50分	数英 50分	英語 50分	50分	50分
6		50分	50分	50分	英語 50分

時間割編成の際に、同学年の 2 学級を組み合わせ、2 つの教科（ここでは数学と英語）が同一時間に実施できるように時間割を組む。当該時間（網掛け部分）については、授業開始から 25 分経過したところで教員が入れ替わって授業を行う。1 週につき、25 分の授業を 2 回、50 分授業を 3 回行うことで、当該教科を毎日学習することが可能となる。

【第2学年の場合】（週時数：数学＝3時間、英語＝4時間）

（1組の時間割）

	月	火	水	木	金
1	50分	50分	数英 50分	50分	50分
2	数英 50分	50分	50分	50分	数学 50分
3	50分	英語 50分	50分	英数 50分	50分
4	50分	50分	50分	50分	50分
5	50分	英数 50分	50分	50分	英語 50分
6		50分	50分	50分	50分

（2組の時間割）

	月	火	水	木	金
1	50分	50分	英数 50分	50分	50分
2	英数 50分	英語 50分	50分	50分	50分
3	50分	50分	50分	数英 50分	50分
4	50分	50分	50分	50分	数学 50分
5	50分	数英 50分	50分	50分	50分
6		50分	50分	50分	英語 50分

第2学年の場合は、数学が週3時間、英語が週4時間となるため、数学は1週につき、25分の授業を4回、50分授業を1回、英語は25分の授業を4回、50分授業を2回行う。25分授業4回については、第1、3学年の場合と同様に組み合わせて編成する。英語については、25分と50分（計75分）の授業を同日に実施する日（上の表においては火曜日）が週1回必要となる。

エ 区切り方を変更し、効果的な指導を図る工夫例【Ⅲ】

A期間（25週）

	月	火	水	木	金
1	50分	50分	50分	50分	50分
2	50分	50分	50分	50分	50分
3	50分	50分	① 40分	50分	50分
4	50分	50分	② 技能 60分	50分	50分
5	50分	50分	50分	50分	50分
6		50分	50分	50分	50分

B期間（5週）

	月	火	水	木	金
1	50分	50分	50分	50分	50分
2	50分	50分	50分	50分	50分
3	50分	50分	①	50分	50分
4	50分	50分	①	50分	50分
5	50分	50分	50分	50分	50分
6		50分	50分	50分	50分

C期間（5週）

	月	火	水	木	金
1	50分	50分	50分	50分	50分
2	50分	50分	50分	50分	50分
3	50分	50分	①	50分	50分
4	50分	50分	② 技能 50分	50分	50分
5	50分	50分	50分	50分	50分
6		50分	50分	50分	50分

技能教科の1単位時間を60分とし、その直前に実施する教科を40分とする。（どの教科を①40分、②60分とするかは学校の実態に応じて決定する。）

A期間で不足する「教科①」の5時間分（10分×25週）をB期間にまとめて実施し、C期間は「教科①」「教科②」を50分ずつ実施する。それにより、A期間の当該技能教科については、授業準備等の時間を確保し、生徒の実質的な学習活動時間を増加することができる。

（注）10分から15分程度の短い時間を活用して、特定の教科の指導を行う場合において、該当教科を担当する教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。

第3節 教育課程の編成事例

I 社会に開かれた教育課程の編成事例

1 学校の実態

- (1) 学校規模 (略)
- (2) 地域と学校の特徴

本校は、団地や住宅街、総合運動公園に囲まれた中にある学校である。保護者は、多様な価値観をもっており学校や教育への関心に二極化が見られる。

(3) 生徒の実態

生徒自らが主体となって協力し合い、何事にも積極的に取り組む生徒が多い。アンケート結果から「自らの行動で社会を変えられる」という社会参画意識の高い生徒が多く、日頃から学校と社会を関連付けた取組の成果が見られる。一方で、物事を批判的に捉えて考えたり、代替案を出したりすることなどに課題がある。

2 教育課題

カリキュラム・マネジメントの視点に基づいた教育活動の展開を図り、各教科等で身に付けた資質・能力を発揮できる問題解決型学習の充実を図ることや、そうした学びを支えるための学校と社会との連携の仕組みづくりが課題である。

3 教育目標

- (1) 学校教育目標 「志を持って学ぶ たくましい心と体の〇〇中生」
- (2) 学校の教育目標を具現化するための方針

ア 計画的な研修の下、生徒一人一人の「学びに向かう力」を育むことができるよう教師の資質向上を図り授業改善を行う。

イ 適切な生徒理解に努め何事にも最後まで精一杯取り組み達成感味わうことのできる生徒を育成する。

ウ 学校・地域・社会が連携し合い、社会全体で生徒を育てる意識をもち、豊かな学びを設定する。

4 教育課程の編成

(1) 教育課程編成の方針

本校では、学校と地域・行政・研究機関等が連携し、生徒一人一人が多様な他者と協働し課題解決に向けて主体的に取り組むことのできる「持続可能な社会の担い手」の育成を目指した教育活動を展開する。

ア 各教科等において教科等の見方・考え方を基に、育みたい「資質・能力」(何ができるようになるか)、学習内容(何を学ぶか)、学びの過程(どのように学ぶか)を明確にした教育計画を作成する。

イ 学校全体で教育活動の改善を図るために、学校地域の実態を把握し、教育の目的や目標の実現に必要な内容等を教科や学年を超えた教科等横断的な視点をもち、教育活動を展開する。

ウ 学ぶことに興味・関心をもち、学習活動を見通し、振り返り、課題を解決していこうとする「主体的な学び」、学び合いや他者と協働することによって多様な見方・考え方を学び、自己の考えを広げたり深めたりする「対話的な学び」、自分自身の次の課題を見付けるなどの「深い学び」が実現できるような教育活動の工夫・改善に取り組む。

エ 各教科等での体験活動や社会参画を意識した参加型学習を取り入れ、社会との連携を生かした活動を推進する。

(2) 社会に開かれた教育課程編成の重点

ア 外部機関との連携の仕組みづくり
各教科・総合的な学習の時間・特別活動に



において、学習テーマに沿った外部機関と連携する機会を設定する。学校が社会との接点を持ち、生徒が多様な人々とつながるきっかけをつくり、豊かな学びを実現できるよう積極的に外部機関との連携を図る。連携づくりに当たっては、校内にコーディネーター役となる教師を置き、学校と外部機関をつなぐ役割を担う。

校内では、コーディネーター役の教師が各学年主任や担当と調整しながら具体的な取組（生徒の訪問活動・講演会・ワークショップの実施等）を計画・実施する。外部連携を効果的に進めるためには、単元（学習テーマ）のねらいを相互で共有し、協力し合って活動を創ることが大切である。そのために、単元全体の流れも含め事前事後活動（ワークショップ、ワークシート、生徒の感想等）を共有し、学校（学年・担当者等）と外部機関が協働できる仕組みを整備し、校内で持続可能な連携組織を作る。

イ 学習内容の工夫

「持続可能な社会の担い手」を育成するために社会とのつながりを意識した学習内容を取り上げ、授業に位置付ける。各教科等領域の学びを関連付け、「資質・能力」を共有できるような年間指導計画を作成する。

(ア) 各教科における工夫

各教科で習得した「資質・能力」が、社会の中でどのように生かされていくのかを意識した学びが展開できるよう学習内容と社会とのつながりを意識した授業を展開する。

(イ) 総合的な学習の時間における工夫

学習内容に社会的課題を取り入れ、各教科で得た「資質・能力」を活用する場とする。答えの定まらない課題に対して、自ら課題を設定し、解決に向けた手段を調べ、考え、まとめ、発信し、活動内容を振り返るといった活動を通して、積極的に社会的課題に関わり課題を自分のこととして捉え、主体的に課題解決に挑む生徒を育成する。

(ウ) 特別活動における工夫

生徒会活動を通して学校づくりに生徒一人一人が積極的に参画する意識をもち、学校をよりよくするために協働して活動する姿勢を育むことで社会の一員としての素地を養う。

ウ 学習形態の工夫

問題解決型学習では、社会への参画を目指した「参加型学習」の形態を意識し、生徒が主体となって学ぶことができるよう学習形態を工夫する。教師は、生徒の主体的な学びを促し、生徒の考えを引き出したり融合したりする「ファシリテーター」としての役割を担って学習を進められるようにする。

社会に開かれた教育課程に基づいた学習活動例（教科を超えた外部機関との連携の例）

「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、総合的な学習の時間の取組を柱に各教科で身に付けてほしい「資質・能力」を6項目（課題発見・課題設定・資料収集・課題解決・表現・社会参画）を設定した。年間指導計画を作成する際に、教科の単元、学習内容、「資質・能力」を記載し、各教科での学びを可視化した。併せて、総合的な学習の時間とそれぞれの教科で外部連携が考えられる場面を想定し、年間を通して計画的に連携ができるようにした。

3年生	9月	10月	11月	12月	1月	2月
総合	市役所(市政講座)		「まち」をプロデュース(持続可能なまちづくり)			NGO (市民参加の例)
学習内容	「まち」の姿を知る	課題設定	政策評価		提案作成	
資質・能力	資料収集	課題発見・設定	消防署・農家・児童館		解決 社会参画	表現・発信 社会参画
社会	地球環境問題	貧困問題	子ども女性問題	新しい戦争	文化の多様性の尊重	世界とつながる日本
学習内容	持続可能な社会の実現	貧困飢餓問題	SDGsについて	紛争テロ問題	異文化理解	グローバル化の進展と日
資質・能力	課題設定・社会参画	課題解決・社会参画	JICA	資料収集・課題解決	課題発見・設定	NGO (市民参加の例)
英語	世界の回転寿司	日本文化を紹介	国際協力	再生可能エネルギー	教育の重要性、マツセンのスピーチ	卒業メッセージを書く
学習内容	SVOC、疑問詞+SV	分詞の後置修飾	関係代	JICA	関係代名詞	世界の子どもの現状を知る 国際社会の平和と発展
資質・能力	課題発見・設定	表現・発信	社会参画	課題解決	課題解決 社会参画	表現・発信

II 教科等横断的な視点の教育課程の編成事例（教科等における国語科を要とした言語活動の充実）

1 学校の実態

(1) 学校規模（略）

(2) 地域・学校の特徴

本校は、県内でも屈指の大規模校である。都心へ20分程度でアクセスできる二つの路線と駅が学区にある。保護者の教育への関心は高く、学校の教育活動にも協力的である。

(3) 生徒の実態

生徒のほとんどが学校生活に前向きに取り組んでおり、部活動や生徒会による自主的な活動が非常に活発である。全国学力・学習状況調査の平均点は、3年連続で全学年・全教科・全単元で全国及び県平均を上回っている。また、埼玉県学力・学習状況調査においても、生徒の学力に着実な伸びが見られる。通塾率は学年が上がるごとに上昇し、3年生は9割以上である。一方で、学力の二極化が進みつつある。

2 教育課題

(1) 各教科の基礎・基本の定着及びその活用を通じて学力の二極化を克服し、確かな学力の向上を図る。

(2) あいさつ、時と場に応じた言葉遣い等、生活指導の充実を通じて、規範意識を育む。

(3) P T A、学校応援団等との連携を一層深め、家庭・地域の教育力と学校との総合力によって、様々な課題の克服に努める。

3 教育目標

(1) 学校の教育目標 「明朗 向上 自主・自立」

(2) 学校の教育目標を具現化するための方針

ア 「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った、生徒の質の高い深い学びを引き出す授業改善を行う。

イ いじめ、暴力行為等の生徒指導上の問題、不登校や虐待等教育相談や福祉の問題、発達に課題がある等、特別支援教育の問題等の解決を図るため、チームでの対応を徹底する。

ウ 生徒、保護者及び地域住民と連携し、生徒に郷土を愛する態度を養う。

4 教育課程の編成

(1) 教育課程の編成の方針

ア 学習指導要領における「未来の創り手となるために必要な知識や力」を育む教育活動を展開する。

イ 各教科等において、生きて働く「知識・技能」の習得を実現する。

ウ 国語科を要とした、教科等横断的な学習活動を通じて、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」を育成する。

エ 家庭や企業等の地域社会と連携した体験活動を通じて、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養する。

(2) 教科等横断的な視点の編成事例

中学校学習指導要領第1章総則第3の1の(1)において指摘されている「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善において、学習の基盤となる言語能力を育成すること」を受けて、解説第1章第3の1の(2)においては、次のことが求められている。

ア 各学校において学校生活全体における言語環境を整える。

イ 言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要とする。

ウ 各教科の特質に応じた言語活動を充実させる。

エ 言語能力を向上させる重要な活動の一つである読書活動を充実させる。

本校では、国語科の言語活動を要とした、教科等横断的な取組による、教科等における言語活動の充実を実現するため、これを「言語活動の樹」としてイメージの共有と指導計画への活用を図っているところである。この図は、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進する上でも土台となるものとして活用されている。

言語活動の樹

【社会科】

見方・考え方を働かせて、社会的対象の意味や意義、特色や関連、課題などの考察を論理的に説明し、議論する。

【数学科】

思考力、判断力、表現力等を育成するため、数学的な表現を用いた簡潔・明瞭・的確な表現、互いに自分の考えを表現し伝える。

【理科】

問題を見付けて観察、実験を計画したり、観察、実験の結果を分析、解釈したり、科学的な概念を使って考え説明する。

【音楽科】

自己のイメージや感情、表現に対する思いや意図、評価などを伝え合い共感するなど、音楽や言葉によるコミュニケーションを図る。

【美術科】

構想を練り、言葉で考えを整理することや、作品などを批評し合うなどして対象の見方や感じ方を深める。

【保健体育科】

筋道の立った練習や作戦の話し合いや、個人生活での健康の保持増進や回復について話し合う。

【道徳科】

生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力を育むことができれば、自分の考えを基に討論したり書いたりする。

【総合的な学習の時間】

探究的な学習の過程で、他者と協働して課題を解決しようとし、言語による分析、まとめ、表現する学習活動を行う。

【技術・家庭科】

実習等の結果を整理し考察したり、生活や社会の課題解決を図って、言葉や図表、概念などを用いて考えたり、説明したりする。

【外国語科】

「知識及び技能」を活用して「思考力、判断力、表現力等」を育成するなど、コミュニケーションを図る素地及び基礎となる資質・能力を育成する。

【特別活動】

体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなど、事後の活動を充実する。

【特別支援教育】

日常生活において、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して国語で理解し表現する資質・能力を育成する。

【国語科】	中学1年生	中学2年生	中学3年生
A 話すこと 聞くこと	ア 紹介や報告など伝えたいことを話したり、それらを聞いて質問したり意見などを述べたりする活動。 イ 互いの考えを伝えるなどして、少人数で話し合う活動。	ア 説明や提案など伝えたいことを話したり、それらを聞いて質問や助言などをしたりする活動。 イ それぞれの立場から考えを伝えるなどして、議論や討論をする活動。	ア 提案や主張など自分の考えを話したり、それらを聞いて質問したり評価などを述べたりする活動。 イ 互いの考えを生かしながら議論や討論をする活動。
B 書くこと	ア 本や資料から文章や図表などを引用して説明したり記録したりするなど、事実やそれを基に考えたことを書く活動。 イ 行事の案内や報告の文章を書くなど、伝えるべきことを整理して書く活動。 ウ 詩を創作したり随筆を書いたりするなど、感じたことや考えたことを書く活動。	ア 多様な考えができてき事柄について意見を述べるなど、自分の考えを書く活動。 イ 社会生活に必要な手紙や電子メールを書くなど、伝えたいことを相手や媒体を考慮して書く活動。 ウ 短歌や俳句、物語を創作するなど、感じたことや想像したことを書く活動。	ア 関心のある事柄について批評するなど、自分の考えを書く活動。 イ 情報を編集して文章にまとめると、伝えたいことを整理して書く活動。
C 読むこと	ア 説明や記録などの文章を読み、理解したことや考えたことを報告したり文章にまとめたりする活動。 イ 小説や随筆などを読み、考えたことなどを記録したり伝え合ったりする活動。 ウ 学校図書館などを利用して、多様な情報を得て、考えたことなどを報告したり資料にまとめたりする活動。	ア 報告や解説などの文章を読み、理解したことや考えたことを説明したり文章にまとめたりする活動。 イ 詩歌や小説などを読み、引用して解説したり、考えたことなどを伝え合ったりする活動。 ウ 本や新聞、インターネットなどから集めた情報を活用し、出典を明らかにしながら、考えたことなどを説明したり提案したりする活動。	ア 論説や報道などの文章を比較するなどして読み、理解したことや考えたことについて討論したり文章にまとめたりする活動。 イ 詩歌や小説などを読み、批評したり、考えたことなどを伝え合ったりする活動。 ウ 実用的な文章を読み、実生活への生かし方を考える活動。

Ⅲ 伝統や文化に関する教育の充実を目指した教育課程の編成事例

1 学校の実態

- (1) 学校規模 (略)
- (2) 地域・学校の特色

本校は山や川に囲まれた緑豊かな環境の中にある。古くから伝わる地域独自の文化が多々存在している。中でも、和紙づくりは有名であり、「和紙の里」として親しまれている。地域では唯一の中学校であり、地域全体の学校教育への関心は高い。教育行政からも手厚い支援を受けており、恵まれた教育環境にある。

- (3) 生徒の実態

素直で純朴な気質をもつ生徒が多く、温かく円満な人間関係の中で伸び伸びと学校生活を送っている。自分を高めようとする意欲はある一方で、具体的な態度や行動に現せず、さらに自分を表現する力や創造的に学ぶ姿勢に乏しい生徒もいる。

2 教育課題

生徒たちには、地域社会との意図的な関わりを通して豊かな心と創造性を育ませたい。我が国や郷土の伝統や文化のよさに誇りをもち、継承する意欲や発展に努める姿勢を伸ばすことが本校の課題である。

3 教育目標

- (1) 学校教育目標 「心を育み 知性を研ぎ 運動に親しむ」
- (2) 学校の教育目標を具現化するための方針

- ア 特色ある教育課程を編成し、確実に推進する。
- イ 生徒一人一人が存在感、成就感の持てる教育活動を展開する。
- ウ 学びの場にふさわしい潤いのある教育環境づくりを推進する。
- エ 家庭・地域、小学校との連携を深め、地域に信頼される学校づくりを目指す。

4 教育課程の編成

- (1) 教育課程編成の方針

地域や学校の実態に即した教育課程を編成する。

- ア 体験学習を充実させ、グローバル社会で主体的に行動し、生き抜くための「資質・能力」を育成する。
- イ 家庭・地域と連携し、郷土の伝統文化を愛する心を育み、よりよく継承し、発展させていこうとする態度を養うことができる教育活動を展開する。
- ウ 地域の教育資源を生かすことにより、特色ある教育活動を展開する。

- (2) 伝統や文化に関する教育の充実を目指した教育課程編成の重点

- ア 総合的な学習の時間における内容

地域の教育資源を生かし、体験活動の充実を図る。

- (ア) 本校は、1年をⅠ期15週、Ⅱ期10週、Ⅲ期10週と分けて時間割を編成している。

Ⅰ期の総合的な学習の時間では、学年を縦割りに編成し、コース別体験学習を行っている。コース別体験学習では、地域や日本の伝統文化を継承している地域在住の講師を招き、全6コース(和太鼓、和紙、箏、三味線、尺八、版画)を開設し、毎週木曜日5・6校時、全10回を計画して行う。また、文化祭でコース別体験学習発表会を行い、生徒の表現力の向上に役立っている。

- (イ) 第3学年では、卒業前に「郷土学習」を2時間扱いで行っている。地域の伝統や文化に関する3年間のまとめとして、城址跡や歴史的文化財を有する寺院巡りを通し、知識を深めている。

- (ウ) 第3学年では、自ら漉いた和紙で卒業証書を作成している。

- (エ) 年1回、地域の文化的行事には、中学生ボランティアとして参加している。地域住民の一人としての自覚や地域への愛着を育む活動となっている。

イ 各教科等の内容

総合的な学習の時間

学校の実態に応じて、教科等横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題などを踏まえて課題を設定する。

	1年生	2年生	3年生
国語科	我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができる。		
	<ul style="list-style-type: none"> 古文や漢文を音読し、古典特有のリズムを通して古典の世界に親しむ。 	<ul style="list-style-type: none"> 作品の特徴を生かして朗読し、古典の世界に親しむ。 古典に表れたものの見方や考え方を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 長く親しまれている言葉や古典の一節を使う。
社会科	<p>〔地理的分野〕</p> <ul style="list-style-type: none"> そこに暮らす人々の生活・文化、地域の伝統や歴史的な背景を踏まえた視点をもつ。 <p>〔歴史的分野〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化への関心をもつ。 地域の歴史について調べたり、収集したりした情報を年表などにまとめる。 地域の特性に応じ時代を取り上げる。 人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫する。 古事記、日本書紀、風土記などにまとめられた神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせる。 		
音楽科	<ul style="list-style-type: none"> 我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性を身に付ける。(鑑賞) 	<ul style="list-style-type: none"> 我が国や郷土の伝統音楽及び諸外国の様々な音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性を身に付ける。(鑑賞) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 民謡、長唄などの我が国の伝統的な歌唱や和楽器のよさを味わい、愛着をもつことができる。(表現活動・鑑賞) 		
美術科	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域や日本及び諸外国の文化遺産などのよさや美しさを感じる。(鑑賞) 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統や文化のよさや美しさを感じ取り愛情を深める。(鑑賞) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 我が国を含むアジアの文化遺産について取り上げ、施設や文化財などを積極的に活用する。(鑑賞) 		
保健体育科	<ul style="list-style-type: none"> 柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるようにする。 		
技術・家庭科	<p>〔技術分野〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 緻密なものづくりの技などが我が国の伝統や文化を支えてきたことに気付く。 <p>〔家庭分野〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の伝統的な生活について扱い、生活や文化を継承することの大切さに気付く。 食文化を継承する。 地域の食材を用いた和食の調理ができる。 地域の伝統的な行事食や郷土料理を扱う。 日本の伝統的な衣服である和服について触れる。 		
外国語科	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の文化や、英語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養う。 		
道徳科	<ul style="list-style-type: none"> 郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努める。(郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度) 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、その発展に努める。(我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度) 		
特別活動	<ul style="list-style-type: none"> 平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を高め、文化や芸術に親しむ。 		

第3章 教育課程の実施と学習評価

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たって、(1) 知識及び技能が習得されるようにすること、(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること、(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養することが偏りなく実現されるよう、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行い、「見方・考え方」を働かせ、各教科等の学習の過程を重視して充実を図る。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の具体的な内容については、中央教育審議会答申において、三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。(本編成要領第2章第1節4(1)イ参照)

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善において、以下のことに留意する。

- (1) 主体的・対話的で深い学びは必ずしも1単位時間の授業の中ですべてが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考える。
- (2) 「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」であり、習得・活用・探究という学びの過程の中で働かせることを通じて、より質の高い深い学びにつなげることが重要である。
- (3) 各教科等の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の指導計画の作成上の配慮事項として、教科等の特質に応じてどのような学習活動等の充実を図るかを考慮することが求められる。
- (4) これまでの各教科等における授業改善の取組の中で充実が図られてきたものであり、今回の改訂においてはそうした蓄積を踏まえ、各教科等において行われる学習活動の質を更に改善・充実させていくための視点である。
- (5) 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることが求められる。

この他にも、中学校学習指導要領解説第3章第3節の1の(2)～(7)の以下の項目についても留意する。

- | |
|-----------------------------|
| 1の(2) 言語環境の整備と言語活動の充実 |
| 1の(3) コンピュータ等や教材・教具の活用 |
| 1の(4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動 |
| 1の(5) 体験活動の充実 |
| 1の(6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進 |
| 1の(7) 学校図書館、地域の公共施設の利活用 |

2 学習評価の充実

(1) 指導の評価と改善

生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにする。指導内容や児童の特性に応じて、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かす。

(2) 学習評価に関する工夫

創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるよう工夫する。また、学習評価に当たっては、以下のことに留意する。

ア 評価規準や評価方法等を明確にする。また、評価結果について教師同士で検討する。

イ 評価に関する情報をより積極的に提供し、保護者の理解を図る。

ウ 指導要録への適切な記載や学校全体で一貫した方針の下で学習評価に取り組む。

エ 特別活動の指導に当たり、学校、家庭及び地域における学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととし、その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用する。

第4章 教育課程運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

(1) カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け

カリキュラム・マネジメントは、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えて組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくものである。カリキュラム・マネジメントの実施に当たって、「校長の方針の下に」としているのは、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項とともに、校長が定める校務分掌に基づくことを示しており、全教職員が適切に役割を分担し、相互に連携することが必要である。その上で、児童の実態や地域の実情、指導内容を踏まえて効果的な年間指導計画等の在り方や、授業時間や週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねていくことも重要であり、こうした取組が学校の特色を創り上げていくこととなる。

また、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの取組は、学校が担う様々な業務の効率化を伴ってより充実することができる。この点からも、「校長の方針の下」に学校の業務改善を図り、指導の体制を整えていくことが重要となる。

次に、学校が行う学校評価は、学校教育法第42条において「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずる」と規定されており、教育課程の編成、実施、改善は教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは学校評価と関連付けて実施することが重要である。

学校評価の実施方法は、学校教育法施行規則第66条から第68条までに、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告について定めるとともに、文部科学省では法令上の規定等を踏まえて「学校評価ガイドライン」〔平成28年改訂〕（平成28年3月文部科学省）を作成している。同ガイドラインでは、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことではあるが、その設定について検討する際の視点となる例が12分野にわたり示されている。カリキュラム・マネジメントと関連付けて実施する観点からは、教育課程・学習指導に係る項目はもとより、当該教育課程を効果的に実施するための人的又は物的な体制の確保の状況なども重要である。各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待され、こうした例示も参照しながら各教科等の授業の状況や教育課程等の状況の評価し改善につなげていくことが求められる。

【参考：学校評価ガイドラインにおける教育課程の評価】

各学校や設置者において評価項目・指標等の設定について検討する際の視点となる例として考えられるものを便宜的に分類した学校運営における以下の12分野ごとに例示している。

- ①教育課程・学習指導、②キャリア教育(進路指導)、③生徒指導、④保健管理、
- ⑤安全管理、⑥特別支援教育、⑦組織運営、⑧研修(資質向上の取組)、
- ⑨教育目標・学校評価、⑩情報提供、⑪保護者・地域住民等との連携、⑫環境整備

(2) 各分野における学校の全体計画等との関連付け

教育課程の編成及び実施に当たり、法令等の定めにより学校が策定すべき各分野の全体計画等と関連付けて、当該全体計画等に示す教育活動が効果的に実施されるように留意する。各学校は、法令等の定めにより、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等を策定することとされている。これらの全体計画等には、生徒への指導に関する事項や学校運営に関する事項を位置付けることとなる。そのため、教育課程の編成及び実施に当たっては、これらの全体計画等との関連付けを十分に行うことで、カリキュラム・マネジメントの充実が図られより効果的な指導を実現することにつながる。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

(1) 家庭や地域社会との連携及び協働と世代を越えた交流の機会

- ア 学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々とともに生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。
- イ 学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。
- ウ 教育活動の計画や実施では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要である。
- エ 各学校の教育方針や特色ある教育活動、生徒の状況などについて家庭や地域の人々に適切に情報発信し、理解や協力を得たり、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握して自校の教育活動に生かしたりすることが大切である。
- オ 家庭や地域社会が担うべきものや担った方がよいものは、家庭や地域社会が担うように促していくなど、相互の意思疎通を十分に図ることが必要である。
- カ 休業日も含め学校施設の開放、地域の人々や生徒向けの学習機会の提供、地域社会の一員としての教師のボランティア活動を通して、家庭や地域社会に働きかけ、それぞれがもつ本来の教育機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。
- キ 学校は生徒が高齢者と自然に触れ合い交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育み、高齢者から様々な生きた知恵や人間の生き方を学んでいくことが大切である。高齢者との交流として、授業や学校行事などに地域の高齢者を招待したり、福祉施設などを訪問したりして話を聞き、手伝いをするなどの体験活動が考えられる。こうした取組を進めるに当たり、総合的な学習の時間や特別活動などを有意義に活用するとともに、学校は介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりして、積極的に交流を進めていくことが大切である。

(2) 学校相互間の連携や交流

- ア 学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。
- イ 近隣の学校のみならず、異なった地域の学校同士において、あるいは同一校種だけでなく異校種間においても、このような幅広い連携や交流が考えられる。
- ウ 学校間の連携としては、例えば、同一市区町村等の学校同士が学習指導や生徒指導のための連絡会を設けたり、合同の研究会や研修会を開催したりすることが考えられる。その際、幼稚園や認定こども園、保育所、小学校との間で相互に幼児児童生徒の実態や指導の在り方などについて理解を深めることは、それぞれの学校段階の役割の基本を再確認することとなるとともに、広い視野に立って教育活動の改善・充実を図っていく上で極めて有意義であり、幼児児童生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し、協力し合って推進するという新たな発想や取組が期待される。
- エ 学校同士の交流としては、近隣の中学校や幼稚園、認定こども園、保育所、校区の小学校と学校行事、クラブ活動や部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、自然や社会環境が異なる学校同士が相互に訪問したり、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して交流したり、特別支援学校などとの交流を図ったりすることなどが考えられる。これらの活動を通じ、学校全体が活性化するとともに、生徒が幅広い体験を得て視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待される。
- オ 障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として互いを正しく理解し、共に助け合い支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられ、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切である。
- カ 特別支援学級の生徒との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の生徒の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。